

東京都障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について

計画の特色

障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」(今期から)を一体的に策定
 障害当事者やサービス提供事業者、学識経験者等から構成される障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、計画を策定する。
 計画期間は、平成30年度から32年度(3年ごとに改定)

改定のポイント(国指針等)

地域共生社会の実現

障害者差別解消法の施行、都条例の検討

障害児支援の提供体制の整備

市町村における支援体制の確保

- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス
- ・ 医療的ケア児支援のため、関係機関等の連携を図るための協議の場

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害福祉サービス等の提供体制の確保

地域移行・地域生活基盤の整備、就労支援等の新たな目標設定

障害者施策推進協議会における審議

日 程	議 題 (案)
平成29年2月14日 第1回総会	・ 東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の実施状況について
平成29年6月20日 第2回総会	・ 審議事項・審議日程 ・ 専門部会の設置 ・ 東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の実施状況について ・ 第5期東京都障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に向けた検討について
平成29年7月10日 第1回専門部会	・ 地域におけるサービス等提供体制
平成29年8月8日 第2回専門部会	・ 地域生活移行の取組状況 ・ 障害児支援について
平成29年9月6日 第3回専門部会	・ 障害者の就労支援策の取組状況 ・ 共生社会実現に向けた取組状況
平成29年10月12日 第4回専門部会	・ 論点整理 これまでの議論のまとめ
平成29年11月6日 第5回専門部会	・ 論点整理 ・ 障害福祉以外の分野について
平成29年12月22日 第6回専門部会	(必要に応じて拡大専門部会) ・ 提言案について
平成30年1月25日 第3回総会	・ 提言案について

策定に向けたスケジュール

	平成29年						平成30年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会	2/14 第1回				6/20 第2回							1/25 第3回		
専門部会					↑	7/10 第1回	8/8 第2回	9/6 第3回	10/12 第4回	11/6 第5回	12/22 第6回	↓ 提言		
計画策定				H28実績 区市町村 調査	↑				区市町村 ヒアリング	→	計画案 策定	↓	パブリック コメント	計画公表

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3カ月 69%、入院後6カ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

第1期障害児福祉計画の策定について

「障害児福祉計画」の策定義務化

「障害福祉計画」に障害児支援についても定めるよう努力義務化(H26)

「第4期障害福祉計画」(H27～29年度)に規定

児童福祉法改正(28年6月)により、「障害児福祉計画」の策定義務化



「第1期障害児福祉計画」(H30～32年度)の策定

東京都障害者施策推進協議会において審議

「第5期障害福祉計画」と一体のものとして策定

<スケジュール>

7～12月:テーマ別専門部会(6回) 1月:提言 計画策定

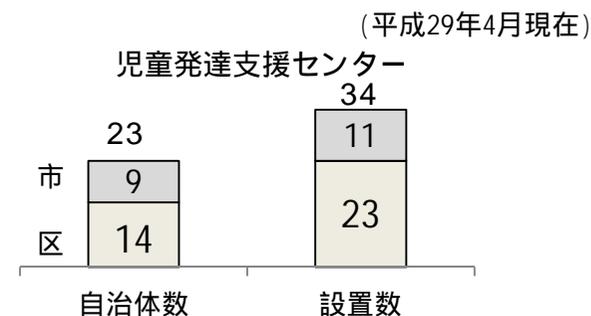
【国基本指針】

成果目標 (障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標)

1 児童発達支援センター

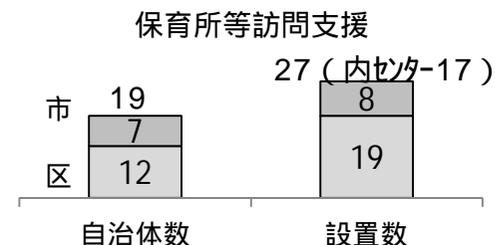
地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本



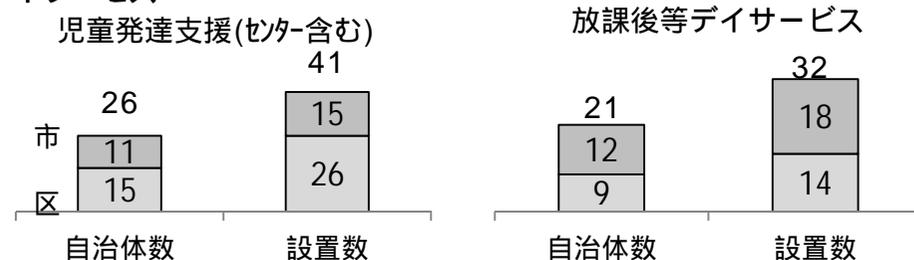
2 保育所等訪問支援

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本



3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本



4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本

設置状況 5自治体(2区・3市)